

処分基準整理票

処分の内容	特定農地貸付けの承認の取消し		
根拠法令及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第3項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （特定農地貸付けの変更等） 第四条 略 2 略 3 農業委員会は、法第三条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程（第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの）に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。		
処分基準設定年月日	年 月 日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	農業委員会事務局		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。